

特別養護老人ホーム ^{ミサト}美郷 利用料金表

【2026年6月1日現在】

1. 特養入所サービス料金（月額）

（30日換算）

負担段階		要介護度	介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担	居住費	食費	合計 1割負担	合計 2割負担	合計 3割負担
第4段階	第1段階～第3段階に該当しない方	要介護1	28,951	57,902	86,852	75,000 (本館)	54,000	157,951	186,902	215,852
		要介護2	31,532	63,064	94,596			160,532	192,064	223,596
		要介護3	34,297	68,594	102,891			163,297	197,594	231,891
		要介護4	36,915	73,830	110,744			165,915	202,830	239,744
		要介護5	39,459	78,917	118,375			168,459	207,917	247,375
第4段階	第1段階～第3段階に該当しない方	要介護1	28,951	57,902	86,852	97,200 (新館)	54,000	180,151	209,102	238,052
		要介護2	31,532	63,064	94,596			182,732	214,264	245,796
		要介護3	34,297	68,594	102,891			185,497	219,794	254,091
		要介護4	36,915	73,830	110,744			188,115	225,030	261,944
		要介護5	39,459	78,917	118,375			190,659	230,117	269,575
第3段階 ②	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等120万円超で預貯金額が単身500万円、夫婦1,500万円以下	要介護1	28,951			41,100	40,800	110,851		
		要介護2	31,532					113,432		
		要介護3	34,297					116,197		
		要介護4	36,915					118,815		
		要介護5	39,459					121,359		
第3段階 ①	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等80万円超120万円以下で預貯金額が単身550万円、夫婦1,550万円以下	要介護1	28,951			41,100	19,500	89,551		
		要介護2	31,532					92,132		
		要介護3	34,297					94,897		
		要介護4	36,915					97,515		
		要介護5	39,459					100,059		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等80万円以下で預貯金額が単身650万円、夫婦1,650万円以下	要介護1	28,951			26,400	11,700	67,051		
		要介護2	31,532					69,632		
		要介護3	34,297					72,397		
		要介護4	36,915					75,015		
		要介護5	39,459					77,559		

※介護保険（1割・2割・3割）負担には、下記の加算が含まれています。

- 日常生活継続支援加算2（1日48円・96円・144円）：重度の要介護者や認知症者等を受け入れ、介護福祉士を手厚く配置。
- 看護体制加算Ⅰ2（1日5円・9円・13円）、○看護体制加算Ⅱ2（1日9円・17円・25円）：看護職員体制について手厚い人員体制。
- 夜勤職員配置加算Ⅳ2（1日22円・44円・66円）：夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制。
- 生活機能向上連携加算Ⅱ2（1月105円・209円・314円）：理学療法士等が施設を訪問し、共同で個別機能訓練を作成等。
- 個別機能訓練加算Ⅰ（1日13円・25円・38円）、○個別機能訓練加算Ⅱ（1月21円・42円・63円）：多職種共同で個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施。また機能訓練計画を国保中央会に提出し、必要な情報を活用しています。
- 精神科医師定期的療養指導加算（1日6円・11円・16円）：認知症者が3分の1以上を占め、精神科医師による療養指導があります。
- 協力医療機関連携加算（1月53円・105円・157円）：相談、診療体制を確保している医療機関と連携しています。
- 栄養マネジメント強化加算（1日12円・23円・35円）：多職種共同で栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っています。
- 褥瘡マネジメント加算Ⅱ（1月14円・27円・41円）：褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を行っています（褥瘡発生なしの場合）。
- 科学的介護推進体制加算Ⅰ（1月42円・84円・126円）：基本的な情報を国保中央会に提出し、サービス提供に活用しています。
- 生産性向上推進体制加算Ⅱ（1月11円・21円・32円）：委員会を開催し安全対策を講じた上で改善活動を行っています。
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ（1月11円・21円・32円）：協定指定医療機関と連携体制を確保しています。
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ（1月6円・11円・16円）：医療機関から感染制御等に係る実地指導を受けています。
- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（所定単位数×17.6%）：介護職の定着化を目的とし、計画的な教育・研修、処遇全般、職場環境等の整備、改善を実施、介護職員等のベースアップ等の引上げに継続的に取り組んでいます。

※その他として、以下の費用をご負担いただく場合があります。

- 個別機能訓練加算Ⅲ（1月21円・42円・63円）：個別機能訓練加算Ⅱ、口腔衛生管理加算Ⅱ、栄養マネジメント強化加算を算定している場合。
- ADL維持等加算Ⅰ（1月32円・63円・94円）、○ADL維持等加算Ⅱ（1月63円・126円・189円）：ADLが維持又は改善した場合。
- 若年性認知症利用者受入加算（1日126円・251円・377円）：若年性認知症入所者を受け入れ個別に担当者を定めた場合。
- 常勤医師配置加算（1日27円・53円・79円）：常勤の医師を1名以上配置している場合。
- 外泊時費用（1日257円・514円・771円）：入院及び居宅への外泊をした場合。1月に6日を限度に算定。

- 初期加算（1日32円・63円・94円）：入所した日から30日以内の期間について算定。
- 退所時栄養情報連携加算（1回74円・147円・220円）：特別食を必要とする入所者の栄養管理情報を退所先に提供した場合。
- 再入所時栄養連携加算（1回209円・418円・627円）：入院後、再入所する際管理栄養士が入院先の管理栄養士と連携した場合。
- 退所時情報提供加算（1回262円・523円・784円）：医療機関へ退所した入所者について情報提供をした場合。
- 経口移行加算（1日30円・59円・88円）：多職種共同にて経口移行計画を作成し、管理栄養士等による支援が行われた場合。
- 経口維持加算Ⅰ（1月418円・836円・1,254円）、○経口維持加算Ⅱ（105円・209円・314円）：多職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行っている場合。

- 口腔衛生管理加算Ⅰ（1月94円・188円・282円）、○口腔衛生管理加算Ⅱ（1月115円・230円・345円）：歯科衛生士が口腔衛生等の管理を月2回以上行い、口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合。
- 療養食加算（1食7円・13円・19円）：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食等の特別な場合の検査食を提供した場合。
- 特別通院送迎加算（1月621円・1,242円・1,863円）：透析送迎を月12回以上行った場合。
- 配置医師緊急時対応加算1（1回340円・680円・1,019円）：急変時、配置医師が対応を行った場合。
- 配置医師緊急時対応加算2（1回680円・1,359円・2,038円）：早朝夜間急変時、配置医師が対応を行った場合。
- 配置医師緊急時対応加算3（1回1,359円・2,717円・4,076円）：深夜急変時、配置医師が対応を行った場合。
- 看取り介護加算Ⅱ＜死亡日＞（1日1,652円・3,303円・4,954円）＜死亡日以前2日又は3日＞（1日816円・1,631円・2,446円）、＜死亡日以前4日以上30日以下＞（1日151円・301円・452円）＜死亡日以前31日以上45日以下＞（1日76円・151円・226円）：指針を定め、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、同意のもと、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合。施設職員が死後の処置を行った場合、処置代として11,000円をご負担していただきます。
- 認知症チームケア推進加算Ⅱ（1月126円・251円・377円）：認知症の方の占める割合が2分の1以上の場合。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日209円・418円・627円）：認知症行動・症状を認め、緊急に施設サービスを利用した場合。
- 褥瘡マネジメント加算Ⅰ（1月4円・7円・10円）：褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を行っている場合。
- 自立支援促進加算（1月293円・586円・878円）：多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合。
- 安全対策体制加算（1回21円・42円・63円）：安全対策担当者が外部研修を受講し、組織的な安全対策体制が整備されている場合。
- 新興感染症等施設療養費（1日251円・502円・753円）：感染症に罹患した入所者を施設内療養した場合。
- サービス提供体制強化加算1（1日23円・46円・69円）：介護福祉士の割合が80%以上等厚生労働大臣基準に適合している場合。

2. 高額介護サービス費について

1ヶ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた時は、越えた分が払い戻される制度です。

所得区分	世帯の上限額	
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	世帯	140,100円
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	世帯	93,000円
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	世帯	44,400円
世帯の全員が市町村民税非課税	世帯	24,600円
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	世帯	24,600円
	個人	15,000円
生活保護を需給している方等	世帯	15,000円

3. 理美容料金

項目	カット	顔そり	シャンプー	カット+顔そり又はシャンプー	ヘアカラー	カット+カラー又はパーマ
料金	2,570円	1,000円	2,430円	3,290円	6,000円	8,290円

4. 特別なレクリエーション等

項目	フラワーアレンジメント
料金	600円